新	旧
福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業補助金交付要綱	福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金交付要綱
（趣旨） 第１条　県は、遠方の分娩取扱施設及び産科医療機関等で出産や妊婦健康診査、産婦健診等の受診等をする必要がある妊産婦等に対して、当該分娩取扱施設等までの移動にかかる交通費及び出産までの間の当該分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費の助成を行うことにより、妊産婦の負担軽減を図るため、市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。	（趣旨） 第１条　県は、遠方の分娩取扱施設及び産科医療機関等で出産や妊婦健康診査の受診をする必要がある妊婦等に対して、当該分娩取扱施設等までの移動にかかる交通費及び出産までの間の当該分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の負担軽減を図るため、市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。
（補助の対象） 第２条　市町村が実施する以下の各号の事業に要する経費について、市町村に対して補助金を交付するものとする。 （１）妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業 令和５年６月 30 日付けこ成母第 36 号こども家庭庁成育局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（以下「通知」という。）別添 23 の３（１）から（２）の対象者に対し、通知別添 23 の４（１）から（２）に基づき実施する事業 （２）同行者に対する宿泊費支援事業	（補助の対象） 第２条　市町村が実施する以下の各号の事業に要する経費について、市町村に対して補助金を交付するものとする。 （１）妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業 令和６年４月１日付けこ成母第９０号・医政発０４０１第３号こども家庭庁成育局長、厚生労働省医政局長連名通知「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について」（以下「通知」という。）に基づき実施する事業 （２）同行者に対する宿泊費支援事業

ア　対象者 前号の助成対象となる宿泊に際して、妊婦の支援のために同じ宿泊施設に宿泊する同行者(以下「同行者」という。また、妊婦１人につき同行者は１名までとする。) イ　事業内容 同行者が宿泊に要した費用（通知に基づき実施する宿泊費助成対象額を上限とする。）を助成する。 （３）妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業 通知別添 23 の３（３）から（５）の対象者に対し、通知別添 23 の４（３）から（５）に基づき実施する事業 （４）産婦等に対する遠方の産科医療機関等で受診する産婦健診・産後ケア・乳幼児健診時に係る交通費支援事業 ア　通知別添 23 の３（６）から（８）の対象者に対し、通知別添 23 の４（６）から（８）に基づき実施する事業 イ　アで対象とならない、タクシー利用に要した費用の助成事業 （５）ふくしま遠方出産支援事業 ア　交通費 上記各号の補助基準額を算出するために控除した、利用者負担分の助成事業 イ　宿泊費 上記（１）、（２）の補助基準額を算出する際に控除した 2,000 円の助成事業 （交付額の算定方法）	ア　対象者 前号の助成対象となる宿泊に際して、妊婦の支援のために同じ宿泊施設に宿泊する同行者（以下「同行者」という。また、妊婦１人につき同行者は１名までとする。） イ　事業内容 同行者が宿泊に要した費用（通知に基づき実施する宿泊費助成対象額を上限とする。）を助成する。 （３）妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業 令和５年６月 30 日付けこ成母第 36 号こども家庭庁成育局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」別添 23 に基づき実施する事業 （交付額の算定方法）

第３条　この補助金の交付額は、以下の各号により算出された額の合計額とする。 　ただし、各号で算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 （１）妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業 ア　別表の第１欄（種目）「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ　アにより選定された額に４分の３を乗じた額を算出する。 （２）同行者に対する宿泊費支援事業 ア　別表の第１欄（種目）「同行者に対する宿泊費支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ　アにより選定された額に２分の１を乗じた額を算出する。 （３）妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業 ア　別表の第１欄（種目）「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他	第３条　この補助金の交付額は、以下の各号により算出された額の合計額とする。 　ただし、各号で算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 （１）妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業 ア　別表の第１欄（種目）「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ　アにより選定された額に４分の３を乗じた額を算出する。 （２）同行者に対する宿泊費支援事業 ア　別表の第１欄（種目）「同行者に対する宿泊費支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ　アにより選定された額に２分の１を乗じた額を算出する。 （３）妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業 ア　別表の第１欄(種目)「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他

の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ　アにより選定された額に４分の３を乗じた額を算出する。 （４）産婦等に対する遠方の産科医療機関等で受診する産婦健診・産後ケア・乳幼児健診時に係る交通費支援事業 ア　別表の第１欄（種目）「産婦等に対する遠方の産科医療機関等で受診等する産婦健診・産後ケア・乳幼児健診時にかかる交通費支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ　アにより選定された額に４分の３を乗じた額を算出する。 なお、タクシー利用分については、アにより選定された額に１０分の１０を乗じた額を算出する。 （５）ふくしま遠方出産等支援事業 ア　別表の第１欄（種目）「ふくしま遠方出産等支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ　アにより選定された額に１０分の１０を乗じた額を算出する。 第４条～１２条　（略）	の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ　アにより選定された額に４分の３を乗じた額を算出する。 第４条～１２条　（略）

附則 この要綱は、令和６年６月１７日から施行し、令和６年４月１日から適用する。 附則 この要綱は、令和７年６月１１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。 附則 この要綱は、令和８年７月１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。	附則 この要綱は、令和６年６月１７日から施行し、令和６年４月１日から適用する。 附則 この要綱は、令和７年６月１１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

(別表)

１　種目	２　基準額	３ 対象経費
妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	① 交通費（往復分） 妊婦１人につき、タクシーにより移動した場合は実費額(タクシー利用料)に０．８を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額 ② 宿泊費 妊婦１人につき、実費額(市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。)から、１泊当たり２，０００円を控除した額	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費
同行者に対する宿泊費支援事業	同行者１人につき、実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする）から、１泊当たり２，０００円を控除した額	同行者に対する宿泊費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費

(別表)

１　種目	２　基準額	３　対象経費
妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	① 交通費（往復分） 妊婦１人につき、タクシーにより移動した場合は実費額（タクシー利用料）に０．８を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額 ② 宿泊費 妊婦１人につき、実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、１泊当たり２，０００円を控除した額	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費
同行者に対する宿泊費支援事業	同行者１人につき、実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする)から、１泊当たり２，０００円を控除した額	同行者に対する宿泊費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費

妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業	妊婦１人につき、タクシーにより移動した場合は実費額（タクシー利用料）に０．８を乗じて得た額、その他移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額	妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費
産婦等に対する遠方の産科医療機関等で受診等する産婦健診・産後ケア・乳幼児健診時にかかる交通費支援事業	産婦１人につき、タクシーにより移動した場合は実費額（タクシー利用料）に０．８を乗じて得た額、その他移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額 なお、基準額の上限を 1,022 千円とする（タクシー分は除く）。	産婦等に対する遠方の産科医療機関等で受診等する産婦健診・産後ケア・乳幼児健診時にかかる交通費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費

妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業	妊婦１人につき、公共交通機関・自家用車での移動に要した費用（タクシーを除く）について、市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額	妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費
（新規）		

ふくしま遠方出産等支援事業	①交通費 妊産婦等１人につき、タクシーにより移動した場合は実費額（タクシー利用料）に０．２を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．２を乗じて得た額 ② 宿泊費（分娩に限る） 妊婦及び同行者１人につき、１泊当たり 2,000 円	ふくしま遠方出産等支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	（新規）		

第１号様式

番　　号
年　月　日

福島県知事　様

住所又は所在地
補助事業者等　名　　称
市町村長名又は代表者の氏名

福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業補助金交付申請書

令和　年度において、福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第４条第１項の規定により、下記の通り補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額

金　　円

２　添付書類
（１）事業計画書（様式については知事が別に定める）
（２）申請額算出内訳書（別表１）
（３）歳入歳出予算（見込み）書
（４）その他参考となる書類（旅費規程、市町村実施要綱等）

３　本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

第２号様式　（略）

第１号様式

番　　号
年　月　日

福島県知事　様

住所又は所在地
補助事業者等　名　　称
市町村長名又は代表者の氏名

福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金交付申請書

令和　年度において、福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第４条第１項の規定により、下記の通り補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額

事業の区分	補助申請額
妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	円
同行者に対する宿泊費支援事業	円
妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業	円
合計	円

２　添付書類
（１）事業計画書（様式については知事が別に定める）
（２）申請額算出内訳書（別表１）
（３）歳入歳出予算（見込み）書
（４）その他参考となる書類（旅費規程、市町村実施要綱等）

３　本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

第２号様式（略）

第３号様式

番　　号
年　月　日

福島県知事　様

住所又は所在地
補助事業者等　名　　称
市町村長名又は代表者の氏名

令和　年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和　　年　　月　　日福島県指令　第　号により交付決定があった福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業補助金について、福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業補助金交付要綱第６条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金　　円

３　添付資料
　記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

第３号様式

番　　号
年　月　日

福島県知事　様

住所又は所在地
補助事業者等　名　　称
市町村長名又は代表者の氏名

令和　年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和　　年　　月　　日福島県指令　第　号により交付決定があった福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金について、福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金交付要綱第６条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金　　円

３　添付資料
　記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

第４号様式

番　　号
年　月　日

福島県知事　様

住所又は所在地
補助事業者等　名　　称
市町村長名又は代表者の氏名

福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

下記により令和　年度福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第６条第１項［第２項］の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

１　補助金の交付決定年月日及び番号

２　変更（中止・廃止）の理由

３　変更（中止・廃止）の内容

４　添付書類
（１）事業計画書（様式については知事が別に定める）
（２）変更申請額算出内訳書（別表２）
（３）歳入歳出予算（見込み）書
（４）その他参考となる書類

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

第４号様式

番　　号
年　月　日

福島県知事　様

住所又は所在地
補助事業者等　名　　称
市町村長名又は代表者の氏名

福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

下記により令和　年度福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第６条第１項［第２項］の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

１　補助金の交付決定年月日及び番号

２　変更（中止・廃止）の理由

３　変更（中止・廃止）の内容

４　添付書類
（１）事業計画書（様式については知事が別に定める）
（２）変更申請額算出内訳書（別表２）
（３）歳入歳出予算（見込み）書
（４）その他参考となる書類

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

第５号様式

番　　号
年　月　日

福島県知事　様

住所又は所在地
補助事業者等　名　　称
市町村長名又は代表者の氏名

福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業補助金概算払請求書

年　　月　　日付け福島県指令　　第　　号で交付決定のあった福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業補助金について、下記により金　　円を概算払により交付してくださるよう申請します。

記

交付決定額	円
受領済額	円
今回請求額	円
残額	円
概算払いを必要とする理由	

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。
（本件責任者及び担当者　　連絡先　　）

第５号様式

番　　号
年　月　日

福島県知事　様

住所又は所在地
補助事業者等　名　　称
市町村長名又は代表者の氏名

福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金概算払請求書

年　　月　　日付け福島県指令　　第　　号で交付決定のあった福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金について、下記により金　　円を概算払により交付してくださるよう申請します。

記

交付決定額	円
受領済額	円
今回請求額	円
残額	円
概算払いを必要とする理由	

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。
（本件責任者及び担当者　　連絡先　　）

第６号様式

番　　号
年　月　日

福島県知事　様

住所又は所在地
補助事業者等　名　　称
市町村長名又は代表者の氏名

福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業完了報告書

令和　年度福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

交付決定年月日	年　月　日付け福島県指令　第　　号
交付決定額	円
着手年月日	年　月　日
完了年月日	年　月　日

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

第６号様式

番　　号
年　月　日

福島県知事　様

住所又は所在地
補助事業者等　名　　称
市町村長名又は代表者の氏名

福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業完了報告書

令和　年度福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

交付決定年月日	年　月　日付け福島県指令　第　　号
交付決定額	円
着手年月日	年　月　日
完了年月日	年　月　日

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

第７号様式

番　　号
年　月　日

福島県知事　様

住所又は所在地
補助事業者等　名　　称
市町村長名又は代表者の氏名

福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業実績報告書

令和　年度において、下記のとおり福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第１３条第１項の規定により、その実績を報告します。

記

１　補助実績額

金　　円

２　添付書類

（1）事業実績書（様式については知事が別に定める）
（2）精算額算出内訳書（別表３）
（3）歳入歳出決算（見込み）書
（4）その他参考となる書類（旅費規程、市町村実施要綱等）

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

第７号様式

番　　号
年　月　日

福島県知事　様

住所又は所在地
補助事業者等　名　　称
市町村長名又は代表者の氏名

福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業実績報告書

令和　年度において、下記のとおり福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第１３条第１項の規定により、その実績を報告します。

記

１　補助実績額

事業の区分	補助申請額
妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	円
同行者に対する宿泊費支援事業	円
妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業	円
合計	円

２　添付書類

（1）事業実績書（様式については知事が別に定める）
（2）精算額算出内訳書（別表３）
（3）歳入歳出決算（見込み）書
（4）その他参考となる書類（旅費規程、市町村実施要綱等）

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

第８号様式

番　　号
年　月　日

福島県知事　様

住所又は所在地
補助事業者等　名　　称
市町村長名又は代表者の氏名

福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業補助金交付請求書

年　月　日付け福島県指令　第　　号で交付決定のあった福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業補助金について、下記により金　　円を交付してくださるよう請求します。

記

交付決定額（A）	円
受領済額（B）	円
今回請求額（C）	円
残額(A)-(B)-(C)	円

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。
（本件責任者及び担当者　　連絡先　　）

第８号様式

番　　号
年　月　日

福島県知事　様

住所又は所在地
補助事業者等　名　　称
市町村長名又は代表者の氏名

福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金交付請求書

年　月　日付け福島県指令　第　　号で交付決定のあった福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金について、下記により金　　円を交付してくださるよう請求します。

記

交付決定額（A）	円
受領済額（B）	円
今回請求額（C）	円
残額(A)-(B)-(C)	円

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。
（本件責任者及び担当者　　連絡先　　）

別表１－１　申請額算出内訳書【県単独補助分を除く】

市区町村名

種目等			総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①－②) ③	対象経費の支出予定額 ④	基準額⑤ 単価 A	基準額⑤ 人数 B	基準額⑤	基準額⑤ (A×B×C)	基準額上限額	基準額	県補助基本額 ⑥	要県補助額 (⑥×補助率) ⑦	交付申請額 (⑥又は⑦) ⑧	備考
			円	円	円	円	円	人			円	円	円	円	円	
妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費	タクシー			0				0.8	0						
		公共交通機関（鉄道等）			0				0.8	0						
		自家用車等			0				0.8	0						
	交通費計		0	0	0	0		0		0						
	宿泊費				0					0						
	小　計		0	0	0	0		0		0	0	0	0	0		3/4
妊婦に対する遠方の歯科医療機関等で受診する妊婦歯診時にかかる交通費支援事業	交通費	タクシー			0				0.8	0						
		公共交通機関（鉄道等）			0				0.8	0						
		自家用車等			0				0.8	0						
	小計		0	0	0	0		0		0	0	0	0	0		3/4
妊婦等に対する遠方の歯科医療機関等で受診する妊婦歯診・妊婦ケア・乳幼児健診時に要する交通費支援事業（タクシー分を除く）	妊婦健診交通費	公共交通機関（鉄道等）			0				0.8	0						
		自家用車等			0				0.8	0						
	妊婦健診交通費計		0	0	0	0		0		0	0	0	0	0		3/4
	妊婦ケア交通費	公共交通機関（鉄道等）			0				0.8	0						
		自家用車等			0				0.8	0						
	妊婦ケア交通費計		0	0	0	0		0		0	0	0	0	0		3/4
	乳幼児健診交通費	公共交通機関（鉄道等）			0				0.8	0						
		自家用車等			0				0.8	0						
	乳幼児健診交通費計		0	0	0	0		0		0	0	0	0	0		3/4
	小計		0	0	0	0		0		0	1,022,000	0	0	0		3/4
合計			0	0	0	0		0		0	1,022,000	0	0	0	0	(1)

（注１）「県補助基本額⑥」欄は，⑤，⑤及び⑤とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注２）「小計」欄の「要県補助額」において，千円未満の端数が生じた場合は，切り捨てること。

交付申請額合計　0　(1)＋(2)

（注３）「基準額⑤」の交通費分の単価については，0.8を乗じる前の金額の端数を人数で割った平均額を記載すること。
なお，宿泊費については2,000円控除した後の額を記載すること。

（注４）「基準額⑤」の人数については，述べ人数ではなく実人数を記載すること。

別表１　申請額算出内訳書

市区町村名

種目等			総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①－②) ③	対象経費の支出予定額 ④	基準額⑤ 単価 A	基準額⑤ 人数 B	基準額⑤	基準額 (A×B)	県補助基本額 ⑥	要県補助額 (⑥×補助率) ⑦	備考
			円	円	円	円	円	人		円	円	円	
妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費	タクシー			0				0.8	0			
		公共交通機関（鉄道等）			0				0.8	0			
		自家用車			0				0.8	0			
	交通費計		0	0	0	0		0		0			
	宿泊費				0					0			
	小　計		0	0	0	0		0		0	0	0	3/4
同行者に対する宿泊費支援事業	宿泊費				0					0			
	小計		0	0	0	0		0		0	0	0	1/2
妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業	交通費				0				0.8	0			
	小計		0	0	0	0		0		0	0	0	3/4
合計			0	0	0	0		0		0	0	0	

（注１）「県補助基本額⑥」欄は，⑤，⑤及び⑤とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注２）「小計」欄の「要県補助額」において，千円未満の端数が生じた場合は，切り捨てること。

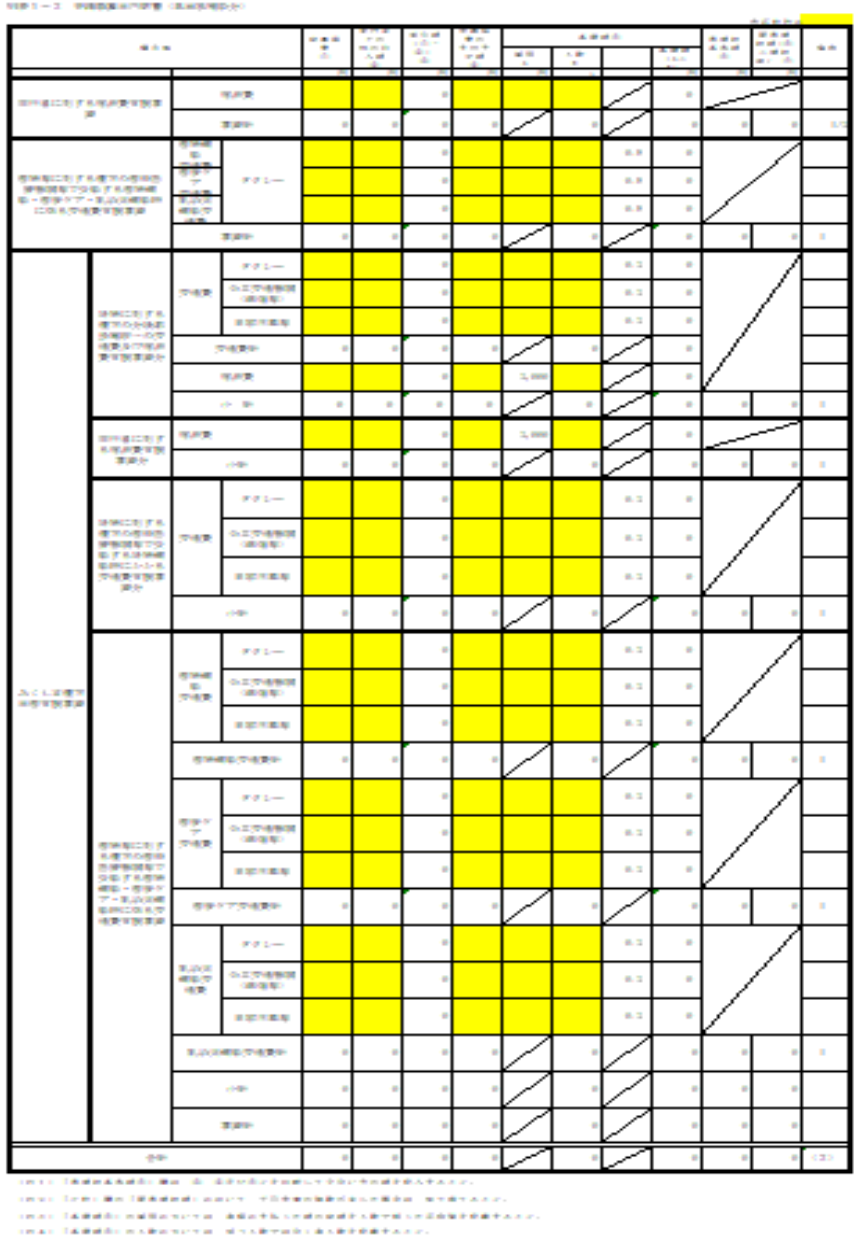

（新規）

別表２－１　変更申請額算出内訳書（県単独補助分を除く）

市区町村名

種目等			総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①－②) ③	対象経費の支出予定額 ④	基準額				県補助基本額 ⑤	要県補助額 (⑤×補助率) ⑥	既交付決定額 ⑦	増加（△減少）額 (⑥－⑦) ⑧	備考
							単価 A	人数 B		基準額 (A×B)					
			円	円	円	円	円	人		円	円	円	円	円	
妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費	タクシー			0				0.8	0					
		公共交通機関（鉄道等）			0				0.8	0					
		自家用車			0				0.8	0					
			0	0	0	0				0					
	宿泊費				0					0					
	小　計		0	0	0	0				0	0	0		0	3/4
同行者に対する宿泊費支援事業	宿泊費				0					0					
	小計		0	0	0	0				0	0	0		0	1/2
妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業	交通費				0				0.8	0					
	小計		0	0	0	0				0	0	0		0	3/4
合計			0	0	0	0				0	0	0	0	0	

（注１）「県補助基本額⑤」欄は、③、④及び⑤とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注２）「小計」欄の「要県補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

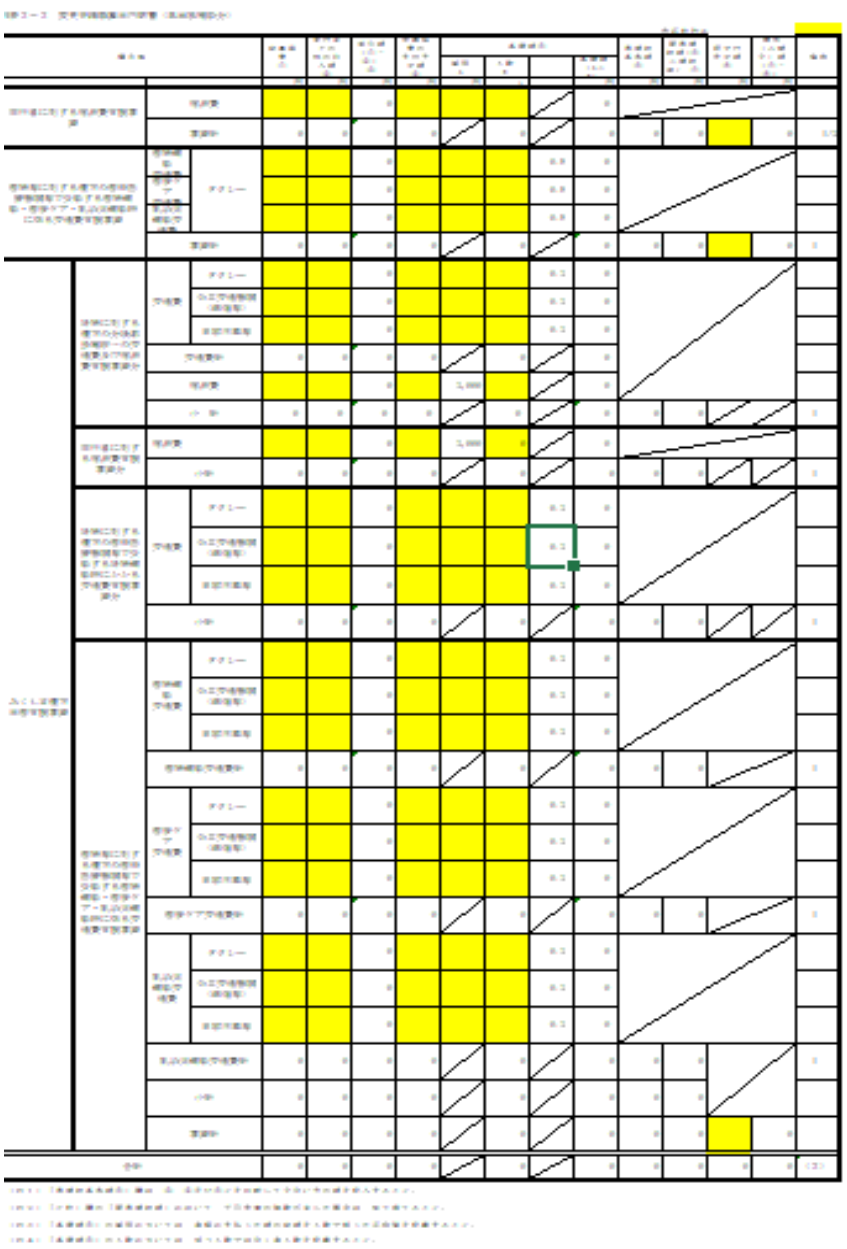

（新規）

別表３－１　精算額算出内訳書（県単独補助分を除く）

市区町村名

種目等			総事業費①	寄付金その他の収入額②	差引額（①－②）③	対象経費の支出予定額④	基本額⑤ A	B	(A×B)	基本額上限	基本額	妊婦補助基本額⑥	要妊婦補助額（⑥×補助率）⑦	既交付決定額⑧	受入済額⑨	差引過不足額（⑨－⑧）⑩	備考
			円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費	タクシー			0		0	0.8	0								
		公共交通機関（鉄道等）			0		0	0.8	0								
		自家用車			0		0	0.8	0								
	交通費計		0	0	0	0			0								
	宿泊費				0		0		0								
	小　計		0	0	0	0			0		0	0	0			0	3/4
妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業	交通費	タクシー			0		0	0.8	0								
		公共交通機関（鉄道等）			0		0	0.8	0								
		自家用車			0		0	0.8	0								
	小計		0	0	0	0			0		0	0	0			0	3/4
妊婦等に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診・産後ケア・乳幼児健診時に係る交通費支援事業（タクシー分を除く）	妊婦健診交通費	公共交通機関（鉄道等）			0		0	0.8	0								
		自家用車			0		0	0.8	0								
	妊婦健診交通費計		0	0	0	0			0		0	0	0				3/4
	産後ケア交通費	公共交通機関（鉄道等）			0		0	0.8	0								
		自家用車			0		0	0.8	0								
	産後ケア交通費計		0	0	0	0			0		0	0	0				3/4
	乳幼児健診交通費	公共交通機関（鉄道等）			0		0	0.8	0								
		自家用車			0		0	0.8	0								
	乳幼児健診交通費計		0	0	0	0			0		0	0	0				3/4
	小計		0	0	0	0			0	1,022,000	0	0	0			0	3/4
合計			0	0	0	0			0			0	0	0	0	0	(1)

（注１）「妊婦補助基本額⑥」欄は、②、④及び⑤とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注２）「小計」欄の「要妊婦補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

補助実績額合計	0	(1)＋(2)

別表３　精算額算出内訳書

市区町村名

種目等			総事業費①	寄付金その他の収入額②	差引額（①－②）③	対象経費の支出予定額④	基準額⑤			県補助基本額⑥	要県補助額（⑥×補助率）⑦	既交付決定額⑧	受入済額⑨	差引過不足額（⑨－⑧）⑩	備考
			円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	
妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費	タクシー			0		0	0.8	0						
		公共交通機関（鉄道等）			0		0	0.8	0						
		自家用車			0		0	0.8	0						
	交通費計		0	0	0	0			0						
	宿泊費				0		0		0						
	小　計		0	0	0	0			0	0	0			0	3/4
同行者に対する宿泊費支援事業	宿泊費				0				0						
	小計		0	0	0	0			0	0	0			0	1/2
妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業	交通費				0				0						
	小計		0	0	0	0			0	0	0			0	3/4
合計			0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	

（注１）「県補助基本額⑥」欄は、③、④及び⑤とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注２）「小計」欄の「要県補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

（注３）「基準額⑤」は別表３内訳表から転記すること。

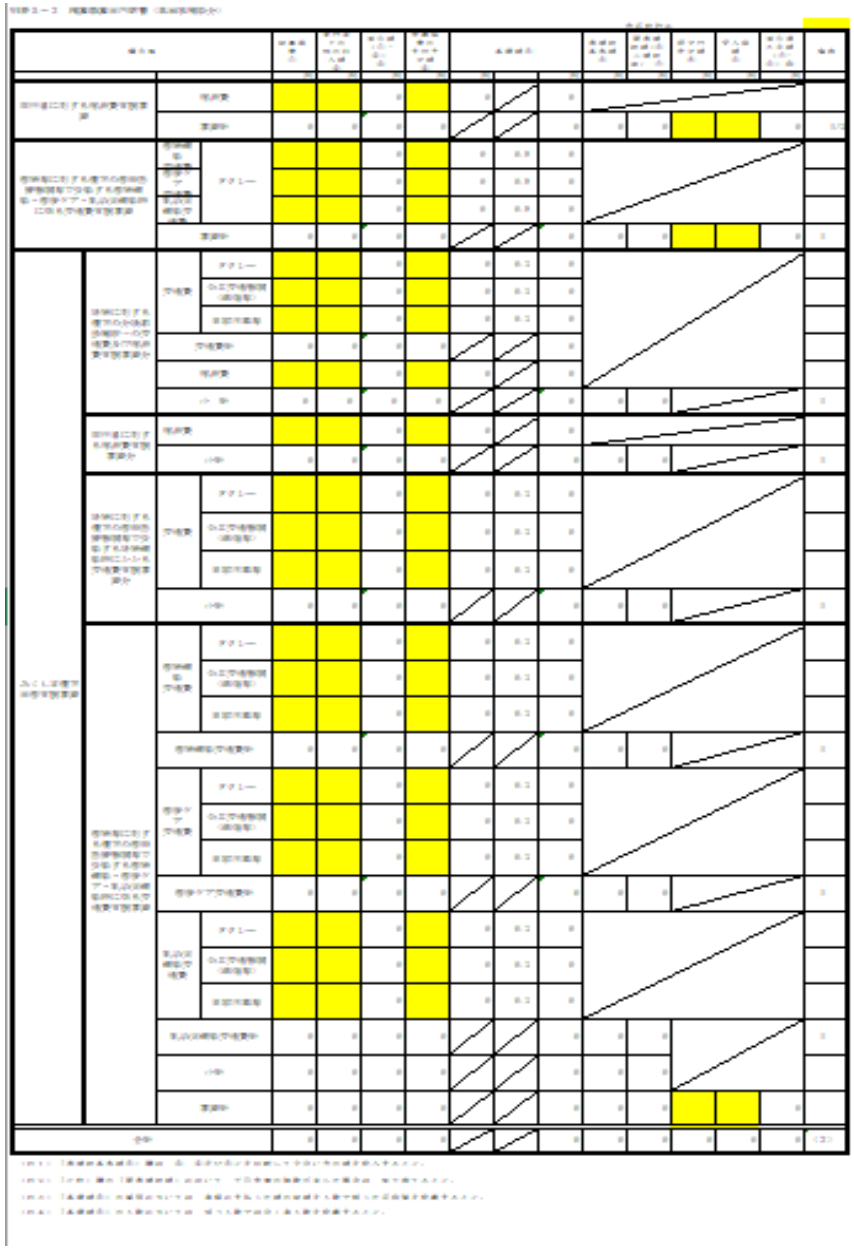

（新規）

別表3内訳表

1　妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業　　（単位：円）

番号	認定額							
	交通費					宿泊費		合計
	タクシー	公共交通機関（鉄道等）	自家用車	助成率	小計	宿泊費	小計	
1				0.8	0		0	0
2				0.8	0		0	0
3				0.8	0		0	0
4				0.8	0		0	0
5				0.8	0		0	0
6				0.8	0		0	0
7				0.8	0		0	0
8				0.8	0		0	0
9				0.8	0		0	0
10				0.8	0		0	0
11				0.8	0		0	0
12				0.8	0		0	0
13				0.8	0		0	0
14				0.8	0		0	0
15				0.8	0		0	0
16				0.8	0		0	0
17				0.8	0		0	0
18				0.8	0		0	0
19				0.8	0		0	0
20				0.8	0		0	0
計	0	0	0		0	0	0	0

※交通費は0．8を乗する前の金額を入力すること
※宿泊費は2，000円控除した後の金額を入力すること

2　同行者に対する宿泊費支援事業
（単位：円）

番号	宿泊費
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
計	0

3　妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業

番号	交通費			
	※公共交通機関（鉄道等）	自家用車	助成率	計
1			0.8	0
2			0.8	0
3			0.8	0
4			0.8	0
5			0.8	0
6			0.8	0
7			0.8	0
8			0.8	0
9			0.8	0
10			0.8	0
11			0.8	0
12			0.8	0
13			0.8	0
14			0.8	0
15			0.8	0
16			0.8	0
17			0.8	0
18			0.8	0
19			0.8	0
20			0.8	0
計	0	0		0

別表3－1内訳表

1　妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業　　（単位：円）

番号	認定額							
	交通費					宿泊費		合計
	タクシー	公共交通機関（鉄道等）	自家用車	助成率	小計	宿泊費	小計	
1				0.8	0		0	0
2				0.8	0		0	0
3				0.8	0		0	0
4				0.8	0		0	0
5				0.8	0		0	0
6				0.8	0		0	0
7				0.8	0		0	0
8				0.8	0		0	0
9				0.8	0		0	0
10				0.8	0		0	0
11				0.8	0		0	0
12				0.8	0		0	0
13				0.8	0		0	0
14				0.8	0		0	0
15				0.8	0		0	0
16				0.8	0		0	0
17				0.8	0		0	0
18				0.8	0		0	0
19				0.8	0		0	0
20				0.8	0		0	0
21				0.8	0		0	0
22				0.8	0		0	0
23				0.8	0		0	0
24				0.8	0		0	0
計	0	0	0		0	0	0	0

※交通費は0．8を乗する前の金額を入力すること
※宿泊費は2，000円控除した後の金額を入力すること

2　妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業

番号	交通費				
	タクシー	※公共交通機関（鉄道等）	自家用車	助成率	計
1				0.8	0
2				0.8	0
3				0.8	0
4				0.8	0
5				0.8	0
6				0.8	0
7				0.8	0
8				0.8	0
9				0.8	0
10				0.8	0
11				0.8	0
12				0.8	0
13				0.8	0
14				0.8	0
15				0.8	0
16				0.8	0
17				0.8	0
18				0.8	0
19				0.8	0
20				0.8	0
21				0.8	0
22				0.8	0
23				0.8	0
24				0.8	0
25				0.8	0
計	0	0	0		0

2　産婦等に対する遠方の産科医療機関等で受診する産婦健診・産後ケア・乳幼児健診時に係る交通費支援事業

産婦健診分

番号	交通費			
	※公共交通機関（鉄道等）	自家用車	助成率	計
1			0.8	0
2			0.8	0
3			0.8	0
4			0.8	0
5			0.8	0
6			0.8	0
7			0.8	0
8			0.8	0
9			0.8	0
10			0.8	0
11			0.8	0
12			0.8	0
13			0.8	0
14			0.8	0
15			0.8	0
16			0.8	0
計	0	0		0

産後ケア分

番号	交通費			
	※公共交通機関（鉄道等）	自家用車	助成率	計
1			0.8	0
2			0.8	0
3			0.8	0
4			0.8	0
5			0.8	0
6			0.8	0
7			0.8	0
8			0.8	0
9			0.8	0
10			0.8	0
11			0.8	0
12			0.8	0
13			0.8	0
14			0.8	0
15			0.8	0
16			0.8	0
計	0	0		0

乳幼児健診分

番号	交通費			
	※公共交通機関（鉄道等）	自家用車	助成率	計
1			0.8	0
2			0.8	0
3			0.8	0
4			0.8	0
5			0.8	0
6			0.8	0
7			0.8	0
8			0.8	0
9			0.8	0
10			0.8	0
11			0.8	0
12			0.8	0
13			0.8	0
14			0.8	0
15			0.8	0
16			0.8	0
計	0	0		0

（新規）

別表２－２中訂表

1 経緯に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業　（単位：円）

番号	認定額						
	交通費					宿泊費		合計
	タクシー	公共交通機関（鉄道等）	自家用車	勘成率	小計	宿泊費	小計	
1				0.2	0		0	0
2				0.2	0		0	0
3				0.2	0		0	0
4				0.2	0		0	0
5				0.2	0		0	0
6				0.2	0		0	0
7				0.2	0		0	0
8				0.2	0		0	0
9				0.2	0		0	0
10				0.2	0		0	0
11				0.2	0		0	0
12				0.2	0		0	0
13				0.2	0		0	0
14				0.2	0		0	0
15				0.2	0		0	0
16				0.2	0		0	0
17				0.2	0		0	0
18				0.2	0		0	0
19				0.2	0		0	0
20				0.2	0		0	0
21				0.2	0		0	0
22				0.2	0		0	0
計	0	0	0		0	0	0	0

※交通費は0．2を乗ずる前の金額を入力すること
※宿泊費は1泊あたり2，000円を入力すること

2 同行者に対する宿泊費支援事業　（単位：円）

番号	宿泊費
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
計	0

（単位：円）

番号	宿泊費（ふくし連携方出産支援事業分）
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
計	0

3 経緯に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業

番号	認定額				
	交通費				
	タクシー	交通機関（鉄道等）	自家用車	勘成率	計
1				0.2	0
2				0.2	0
3				0.2	0
4				0.2	0
5				0.2	0
6				0.2	0
7				0.2	0
8				0.2	0
9				0.2	0
10				0.2	0
11				0.2	0
12				0.2	0
13				0.2	0
14				0.2	0
15				0.2	0
16				0.2	0
17				0.2	0
18				0.2	0
19				0.2	0
20				0.2	0
21				0.2	0
22				0.2	0
計	0	0	0		0

※交通費は0．2を乗ずる前の金額を入力すること

2 産婦等に対する遠方の産科医療機関等で受診する産婦健診・産後ケア・乳幼児健診時に係る交通費支援事業

産婦健診分

番号	認定額							
	交通費							
	タクシー	公共交通機関（鉄道等）	自家用車	勘成率（タクシーのみ）	タクシー2倍分計①	勘成率	2倍分計②	合計（①+②）
1				0.8	0	0.2	0	0
2				0.8	0	0.2	0	0
3				0.8	0	0.2	0	0
4				0.8	0	0.2	0	0
5				0.8	0	0.2	0	0
6				0.8	0	0.2	0	0
7				0.8	0	0.2	0	0
8				0.8	0	0.2	0	0
9				0.8	0	0.2	0	0
10				0.8	0	0.2	0	0
計	0	0	0		0		0	0

※交通費は勘成率を乗ずる前の金額を入力すること

産後ケア分

番号	認定額							
	交通費							
	タクシー	公共交通機関（鉄道等）	自家用車	勘成率（タクシーのみ）	タクシー2倍分計①	勘成率	2倍分計②	合計（①+②）
1				0.8	0	0.2	0	0
2				0.8	0	0.2	0	0
3				0.8	0	0.2	0	0
4				0.8	0	0.2	0	0
5				0.8	0	0.2	0	0
6				0.8	0	0.2	0	0
7				0.8	0	0.2	0	0
8				0.8	0	0.2	0	0
9				0.8	0	0.2	0	0
10				0.8	0	0.2	0	0
計	0	0	0		0		0	0

※交通費は勘成率を乗ずる前の金額を入力すること

乳幼児健診分

番号	認定額							
	交通費							
	タクシー	公共交通機関（鉄道等）	自家用車	勘成率（タクシーのみ）	タクシー2倍分計①	勘成率	2倍分計②	合計（①+②）
1				0.8	0	0.2	0	0
2				0.8	0	0.2	0	0
3				0.8	0	0.2	0	0
4				0.8	0	0.2	0	0
5				0.8	0	0.2	0	0
6				0.8	0	0.2	0	0
7				0.8	0	0.2	0	0
8				0.8	0	0.2	0	0
9				0.8	0	0.2	0	0
10				0.8	0	0.2	0	0
11				0.8	0	0.2	0	0
計	0	0	0		0		0	0

※交通費は勘成率を乗ずる前の金額を入力すること